

みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和4年3月31日農林水産省告示第664号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
みそについての生産行程管理者等の認証の技術的基準 1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“<u>認証機関等</u>”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行うみそについての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>生産行程管理者等</u>”という。）の認証の技術的基準を規定する。 2・3 （略） 4 生産行程の管理又は把握の実施方法 4.1 （略） 4.2 内部規程 4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。<u>ただし、みその生産において、こうじ菌を用いない場合にあってはb)～d)を除く。</u> a) JAS 0022 の 4.1 に規定する原材料に関する事項 b) JAS 0022 の 4.2 に規定するこうじ菌に関する事項 c) JAS 0022 の 4.3 に規定するこうじに関する事項 d) JAS 0022 の 4.4 に規定する種こうじの管理に関する事項 e) JAS 0022 の 4.5 に規定する生産行程中のみその管理に関する事項 f) JAS 0022 の 4.6 に規定する生産の方法に関する事項 g)～i) （略） j) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 4.2.2・4.2.3 （略） 4.3 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数 生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。 a) 生産行程管理担当者 生産行程管理担当者として、みその生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が1人以上（<u>生産行程管理者等が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上</u>）置かれていなければならない。 b) 生産行程管理責任者 生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から<u>認証機関等</u>が指定する講習会（以下“講習会”という。）においてみその生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が1人選任されていなければならない。	みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準 1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“<u>認証機関</u>”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行うみそについての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）の認証の技術的基準を規定する。 2・3 （略） 4 生産行程の管理又は把握の実施方法 4.1 （略） 4.2 内部規程 4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 （新設） a) JAS 0022 の 4.1 に規定するこうじ菌に関する事項 b) JAS 0022 の 4.2 に規定するこうじに関する事項 c) JAS 0022 の 4.3.1 に規定する種こうじの管理に関する事項 d) JAS 0022 の 4.3.2 に規定する生産行程中のみその管理に関する事項 e) JAS 0022 の 4.4 に規定する生産の方法に関する事項 f)～h) （略） j) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 4.2.2・4.2.3 （略） 4.3 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数 生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。 a) 生産行程管理担当者 生産行程管理担当者として、みその生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が1人以上（<u>認証生産行程管理者等が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上</u>）置かれていなければならない。 b) 生産行程管理責任者 生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から<u>認証機関</u>が指定する講習会（以下“講習会”という。）においてみその生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が1人選任されていなければならない。

5 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存

5.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成

次の事項を記録し、保存しなければならない。ただし、みその生産において、こうじ菌を用いない場合にあっては、b)～d)を除く。

- a) 原材料に関する事項（JAS 0022 の 4.1 参照）
- b) こうじ菌に関する事項（JAS 0022 の 4.2 参照）
- c) こうじに関する事項（JAS 0022 の 4.3 参照）
- d) 種こうじの管理に関する事項（JAS 0022 の 4.4 参照）
- e) 生産行程中のみその管理に関する事項（JAS 0022 の 4.5 参照）
- f) 生産の方法に関する事項（JAS 0022 の 4.6 参照）
- g)・h) （略）

5.2 生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存

5.2.1 5.1 の a)～g) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、みその出荷の日から 2 年間保存しなければならない。

5.2.2 5.1 の h) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から 2 年間保存しなければならない。

6 格付の組織及び実施方法

6.1 （略）

6.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a)～e) （略）
- f) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

6.3 （略）

6.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **格付担当者** 格付担当者として、みその生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者であって、講習会においてみその格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) （略）

5 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存

5.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成

次の事項を記録し、保存しなければならない。

（新設）

- a) こうじ菌に関する事項（JAS 0022 の 4.1 参照）
- b) こうじに関する事項（JAS 0022 の 4.2 参照）
- c) 種こうじの管理に関する事項（JAS 0022 の 4.3.1 参照）
- d) 生産行程中のみその管理に関する事項（JAS 0022 の 4.3.2 参照）
- e) 生産の方法に関する事項（JAS 0022 の 4.4 参照）
- f)・g) （略）

5.2 生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存

5.2.1 5.1 の a)～f) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、みその出荷の日から 2 年間保存しなければならない。

5.2.2 5.1 の g) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から 2 年間保存しなければならない。

6 格付の組織及び実施方法

6.1 （略）

6.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a)～e) （略）
- f) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

6.3 （略）

6.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **格付担当者** 格付担当者として、みその生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者であって、講習会においてみその格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（認証生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) （略）